法　律

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「市若しくは郡」を「市町村」に、「あわせた」を「併せた」に改める。

第十三条第四項中「あわせた」を「併せた」に改め、「、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については」を削り、「協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければ」を「協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければ」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第十五条を次のように改める。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条　市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

第十六条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第十七条中「設定」の下に「、採択地区協議会の組織及び運営」を加える。

附　則

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三

森林国営保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十一号

森林国営保険法等の一部を改正する法律

（森林国営保険法の一部改正）

第一条　森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林保険法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　森林保険（第三条―第十七条）

第三章　雑則（第十八条・第十九条）

附則

第一章　総則

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、森林保険の制度を確立することにより、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「森林保険」とは、森林につき、火災、気象上の原因による災害（風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る。）及び噴火による災害（以下「保険事故」という。）によって生ずることのある損害を塡補する保険であって、この法律により行うものをいう。

2　この法律において「森林保険契約」とは、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が森林につき保険事故によって生ずることのある損害を塡補することを約し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約する契約をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　森林保険

第三条から第十一条までを次のように改める。

（保険の目的）

第三条　森林保険の保険の目的たるべき森林は、人工的に生立させた樹木の集団とする。

（被保険者たる資格）

第四条　森林保険の被保険者たる資格を有する者は、森林保険の保険の目的たる森林の所有者とする。

（引受条件）

第五条　研究所は、この法律に特別の定めがあるもののほか、森林保険の保険金額の標準、保険料率その他の引受けに関する条件（以下この条において「引受条件」という。）を定め、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、研究所に対し、期限を定めてその引受条件を変更すべきことを命ずることができる。

一　前項の保険金額の標準又は保険料率が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものでないこと。

二　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　保険事故によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図る上で支障がないこと。

3　研究所は、第一項の規定による届出をした引受条件以外の引受条件により、森林保険を引き受けてはならない。